

「令和6年度海上自衛隊八戸航空基地及び八戸宿舎各区域
における飲料等自動販売機及び食品類自動販売機の設置
及び経営」募集要領

海上自衛隊八戸航空基地隊

文書管理者：八戸航空基地隊司令 一元的な管理に責任を有する者： 取得年月日： 作成年月日：2023.10.16
保存期間：1年 保存期間の満了する日：2025.3.31 本紙を含め： 枚・冊 配布先： 箇所

1 概要

青森県八戸市河原木字高館に所在する海上自衛隊八戸航空基地及び同市大字河原木字八太郎山官地に所在する八戸宿舎において、職員及び来訪者等の利便性を確保するため、飲料等自動販売機及び食品類自動販売機の設置及び経営を行う業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格等

(1) 応募資格

ア 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

イ 令和04・05・06の競争参加資格（全省庁統一資格）で、「物品の販売」の競争参加資格を有すること、もしくはこれらと同等の資格を有し、(2)を誓約し、(3)を遵守できる者

(2) 誓約事項

次の事項について、誓約書を提出できる者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びアからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

(3) 遵守事項

ア 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

イ 「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（蔵管第1号。昭和33年1月7日）に定める事項を遵守できること。

3 設置施設の所在地及び名称

(1) 青森県八戸市河原木字高館

(1) 海上自衛隊八戸航空基地

(2) 青森県八戸市大字河原木八太郎山官地
八戸宿舎（海上自衛隊官舎）

【重要】

4 応募意思の表明

応募意思を表明しない業者の方は、公募に参加できない。
応募を希望する者は、下記のとおり(1)の提出書類を、(2)の提出先に、(3)の提出期限までに持参又は郵送かFAXすること。なお、郵送かFAXする場合は確実に届いていることを確認すること。

- (1) 提出書類
参加表明書1部(別紙様式第1)
- (2) 提出先
青森県八戸市河原木字高館
海上自衛隊八戸航空基地八戸厚生隊厚生班
電話 0178-28-3011(内線2319)
FAX 0178-28-6703(経理隊FAX)
- (3) 提出期限
令和5年11月9日(木)日(木)正午まで

5 業者説明会

参加及び不参加の連絡を、11月9日(木)正午までに、電話か書面(様式は任意)で前項(2)の提出先まで行うこと。なお、郵送かFAXする場合は確実に届いていることを確認すること。

※全応募業者が説明会への不参加を表明した場合は開催しない。

- (1) 日 時
令和5年11月10日(金)午前10時から1時間程度
- (2) 場 所
厚生センター多目的ルーム
- (3) 持参書類
募集要領、仕様書、筆記用具

6 設置条件

- (1) 設置方法
設置・経営が決定した業者については、国有財産法第18条第6項に基づく国有財産の使用許可が必要
- (2) 販売禁止品目
飲料のうち、アルコール飲料及びノンアルコール飲料は販売禁止とする。
- (3) 自動販売機の種類及び設置台数
ア 飲料等自動販売機 33台
イ 食品類自動販売機 1台
※ 設置台数は施設の状況等により変更となる場合がある。
- (4) 使用許可期間
ア 令和6年4月1日(月)～令和11年3月31日(土)
※ 一部例外あり。(自動販売機の設置希望票のとおり。)
イ 自動販売機の設置、撤去等に要する期間は、使用許可期間に含む。
- (5) その他
詳細は、別添仕様書のとおり。

7 国有財産使用料

- (1) 国有財産使用料は以下のとおりとする。
ア 申請書(別紙様式2)に記載された提示額に消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)を加算した額とする。

- ※ 屋内、屋外ごとに国有財産使用料は同額とする。
- イ 税抜き価格と税込み（現在の税率（消費税10%））価格に分け記載すること。
- ※ 消費税が改定された場合は、同様に国有財産使用料も改定される。
- ウ 丙が提案した国有財産使用料について、乙が算定した国有財産使用料より下回った場合は、期間提案書の審査は行わず失格とする。
- エ 業者決定後、丙の提案した国有財産使用料が乙の算定した国有財産使用料（翌年2月頃決定）を下回った場合、乙の算定した国有財産使用料を支払うものとする。
 なお、上記の金額を支払うことができない場合は、その業者は失格とし、次点の業者を候補者とする。
- オ 次年度、国有財産使用許可を更新する場合の国有財産使用料は、以下の(ア)～(ウ)のうち、最も高い金額とし、詳細については更新前に乙から連絡する。
 - (ア) 丙が6(2)アで提案した使用料
 - (イ) 乙が算定した使用料（前年度使用料の1.2倍を上限に上がる可能性がある）
 - (ウ) 前年度使用料の0.8倍
- (2) 国有財産使用料は以下のとおりとする。
 - ア 八戸航空基地内
 - 屋外：年額 730円/m²（消費税を除く。）
 - 屋内：年額 6,570円/m²（消費税を除く。）
 - イ 八戸特別仮受け宿舎各地域
 - 屋外：年額 730円/m²（消費税を除く。）
- ※ 上記は、令和5年度の単価であり、毎年度見直しを実施する。

8 応募手続等

(1) 申請書等の提出

下記のとおり、アの提出書類を、イの提出先に、ウの提出期限までに郵送又は手交により提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書（別紙様式2） 1部

設置及び経営を希望する自動販売機の種類に「○」をつけること。また、自動販売機等を設置する面積1平方メートル当たりを支払う国有財産使用料を年額（消費税を除く。）で提示すること。国有財産使用料は、設置場所を問わず同額とする。

(イ) 添付書類 7部

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式3）

b 企画提案書（自動販売機）（別紙様式4）

会社概要及び以下の内容を記載すること。

(a) 商品の供給体制

(b) 空き容器等廃棄物の回収及び処分方法

(c) 電子マネーの対応及びポイント付加等購入時のサービスの有無

(d) 省エネルギー・環境対策への取り組み

(e) 災害発生時の会社の対応及び自動販売機本体の機能

(f) メンテナンス及びアフターサービス

(g) 営業所の営業時間及び営業所から自動販売機設置場所までの所要時

間

- (h) 八戸市での自動販売機台数（令和5年4月1日現在）
 - (i) 従業員管理及び人員配置
 - (j) 要望等があった場合の対応方法及び事故等が発生した場合の対処方法
 - (k) 衛生管理方法及び過去3年間の法令遵守状況
 - (l) 営業方針
 - (m) その他のアピールポイント
- (ウ) 企画提案書付属書類 1部
- a 自動販売機の設置希望票（別紙様式5）
 - b 設置する自動販売機の機種、サイズ及び1台当たりの年間消費電力（別紙様式6）
 - c 自動販売機本体及びゴミ箱の仕様が記載されたカタログ等
 - d 販売商品カタログ、その他企画提案書の販売商品が分かる具体的な資料等
- (エ) その他関係書類 各1部
- 応募に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書等の審査は行わず無効とする。）
- a 業務確約書（別紙様式7）
 - b 法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
 - ※ 個人の場合は提出不要
 - ※ 発行後3ヶ月以内のもの
 - c 営業経歴書（会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等、上記内容が記載されたパンフレット等でも可。）
 - d 財務諸表
 - 個人：所得税青色申告決算書、確定申告書
 - 法人：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等
 - ※ 申請日直前1年以内に税務署に提出したもの
 - e 法人税又は所得税に関する納税証明書
 - 個人：その3の2（「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと。）
 - 法人：その3の3（「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと。）
 - ※ 発行後3ヶ月以内のもの
 - f 会社概要（様式は問わない。上記c営業経歴書又はその内容が記載されたパンフレットを提出する場合は、会社概要は不要。）
 - g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し又は営業届出書の写し（該当する場合のみ）
 - h 一部業務の委託に係る申請書（別紙様式8）
（業務の一部を第三者に委託する場合）
- (注) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）を、b、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒039-1180

青森県八戸市河原木高館

海上自衛隊八戸航空基地八戸厚生隊厚生班

電話 0178-28-3011（内線2319）

ウ 提出期限

令和5年11月10日（金）16時～同年11月14日（火）16時

(2) 応募業者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出書類が期限を過ぎて提出されたとき。

イ 提出書類が募集要領に記載されている事項を満たさないとき。

ウ 提出書類に虚偽の記載があったとき。

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められるとき。

オ 防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（防衛省共済組合のときは管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある又はしているとき。

カ 別紙様式1「申請書」において、令和5年度の国有財産使用料を下回る金額を提案したとき。

キ 令和6年度以降の国有財産使用料を支払うことができないとき。

ク その他、違背と認められる行為が確認されたとき。

(3) 提出書類の変更の禁止

原則、提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止とする。

9 業者選考及び設置場所の決定

(1) 提出された企画提案書等に基づく書類選考による総合的審査の上、評価の序列をつける。その際、申請書に記載する国有財産使用料の提示額も審査の対象を含む。

なお、書類選考において審査により決しない場合には、別途指定する日時に抽選を行う。

(2) 序列により設置業者及び設置場所を決定する。（ドント方式）

設置場所の配置に当たって、隣り合う自動販売機では同一業者による設置はしないこととする。（自動販売機の種類が異なる場合を除く。）

(3) 決定業者発表後から業務履行開始日までの間に、決定業者の辞退及び失格等があった場合は、原則、次点の者を決定業者に繰り上げるものとする。

10 決定日

令和5年11月20日（月）、文書及び電話で通知する。

11 業者決定後の提出書類

決定業者とされた者は、下記のとおり、(1)の提出書類を、(2)の提出先に、(3)の提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類

ア 行政財産使用許可申請書

イ 誓約書

ウ 役員名簿

エ 給電使用許可申請書及び協定書

オ 上記アの面積が分かるもの

※ ア～エの書類については、業者決定日に決定業者へ郵送する。

- (2) 提出先
申請書等の提出先に同じ。
- (3) 提出期限
令和5年11月20日（月）16時～令和5年11月30日（木）16時

12 疑義の申立

- (1) 選考結果に疑義のある者は、八戸航空基地隊司令に対して、当該疑義の内容について、選考結果通知を通知した日の翌日から起算して10日以内に書面をもって申し立てることができる。
 - ア 申立窓口：海上自衛隊八戸航空基地隊八戸厚生隊厚生班
 - イ 時間：土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前8時から午後4時45分まで。
ただし、正午から午後1時までの時間を除く。
- (2) 八戸航空基地隊司令は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を通知した日から5日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。八戸航空基地隊司令は、疑義の再申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

海上自衛隊八戸航空基地隊司令 殿

本社（店）所在地

フリガナ
商号又は名称フリガナ
代表者の氏名

印

法人個人の別

個人 ・ 法人

フリガナ
担当者の氏名

電話番号

F A X

参加表明書

標記について、下記のとおり応募します。

記

公募名

海上自衛隊八戸航空基地及び八戸宿舎各区域における飲料等自動販売機及び食品類自動販売機の設置及び経営に関する業者の募集について

参加者①

フリガナ	
氏名	
電話番号	
メール	

参加者②

フリガナ	
氏名	
電話番号	
メール	

※ 申請印は登録印を使用して下さい。

※ 参加者は2名以下として下さい。

企画提案書（自動販売機）

会社概要

業 者 名	
本 社 所 在 地	
設 立 年 月 日	
資 本 金	
社 員 数	
店 舗 ・ 営 業 所 数	
売 上 高	

企画提案

(a) 商品の供給体制	
(b) 空き容器等廃棄物の回収及び処分方法	
(c) 電子マネーの対応及びポイント付加等購入時のサービスの有無	
(d) 省エネルギー・環境対策への取り組み	
(e) 災害発生時の会社の対応及び自動販売機本体の機能	
(f) メンテナンス及びアフターサービス	
(g) 営業所の営業時間及び営業所から自動販売機設置場所までの所要時間	
(h) 八戸市内での自動販売機台数（令和5年4月1日現在）	
(i) 従業員管理及び人員配置	
(j) 要望等があった場合の対応方法及び事故等が発生した場合の対処方法	
(k) 衛生管理方法及び過去3年間の法令遵守状況	
(l) 営業方針	
(m) その他のアピールポイント	

自動販売機の設置希望票

海上自衛隊八戸航空基地内 飲料等自動販売機

No	設置場所	屋内外	自動販売機及びゴミ箱 設置可能面積 (幅×奥行)		備考	希望順位
1	第1格納庫	外	1200 mm	800 mm		
2	第2格納庫	内	1200 mm	800 mm		
3	第2格納庫	内	1200 mm	800 mm		
4	第3格納庫	外	1200 mm	800 mm		
5	第4格納庫	外	1200 mm	800 mm		
6	第5格納庫	外	1200 mm	800 mm		
7	第6格納庫	外	1200 mm	800 mm		
8	管理隊	外	1200 mm	800 mm		
9	管制塔	外	1200 mm	800 mm		
10	G C A	外	1200 mm	800 mm		
11	警衛隊	外	1200 mm	800 mm		
12	厚生隊	外	1200 mm	800 mm	電源差込口の設置工事含む	
13	経理隊	外	1200 mm	800 mm		
14	本部庁舎	外	1200 mm	800 mm		
15	本部庁舎	外	1200 mm	800 mm		
16	電子整備隊	外	1200 mm	800 mm		
17	補給隊事務室	内	1200 mm	800 mm		
18	第2庁舎	内	1200 mm	800 mm		
19	機動施設隊車庫	外	1200 mm	800 mm		
20	体育館	外	1200 mm	800 mm		
21	体育館	外	1200 mm	800 mm		
22	プール	外	1200 mm	800 mm		
23	弾薬庫	外	1200 mm	800 mm		
24	1号隊舎	内	1200 mm	800 mm		
25	5号隊舎 (東側)	内	1200 mm	800 mm		
26	6号隊舎	内	1200 mm	800 mm		
27	7号隊舎	内	1200 mm	800 mm		
28	8号隊舎	内	1200 mm	800 mm	使用許可期間 令和6年8月31 日(土)まで	
29	9号隊舎	外	1200 mm	800 mm		

海上自衛隊八戸航空基地内 食品類自動販売機

No	設置場所	屋内外	自動販売機及びゴミ箱 設置可能面積 (幅×奥行)		備考	希望順位
30	第2格納庫	内	1200 mm	800 mm		

八戸宿舎地区 飲料等自動販売機

No	設置場所	屋内外	自動販売機及びゴミ箱 設置可能面積 (幅×奥行)		備考	希望順位
1	17号棟前	外	1200 mm	800 mm		
2	集会所前	外	1200 mm	800 mm		
3	集会所前	外	1200 mm	800 mm		
4	集会所前	外	1200 mm	800 mm		

業務確約書

令和 年 月 日

海上自衛隊八戸航空基地隊司令 殿

「令和 6 年度海上自衛隊八戸航空基地及び八戸宿舎各区域における飲料等自動販売機及び食品類自動販売機の設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地

フリガナ
商号又は名称

印

フリガナ
代表者の氏名

法人個人の別

個人 ・ 法人

フリガナ
担当者の氏名

電話番号

F A X

※ 申請印は登録印を使用して下さい。

一部業務委託に係る申請書

令和 年 月 日

海上自衛隊八戸航空基地隊司令 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

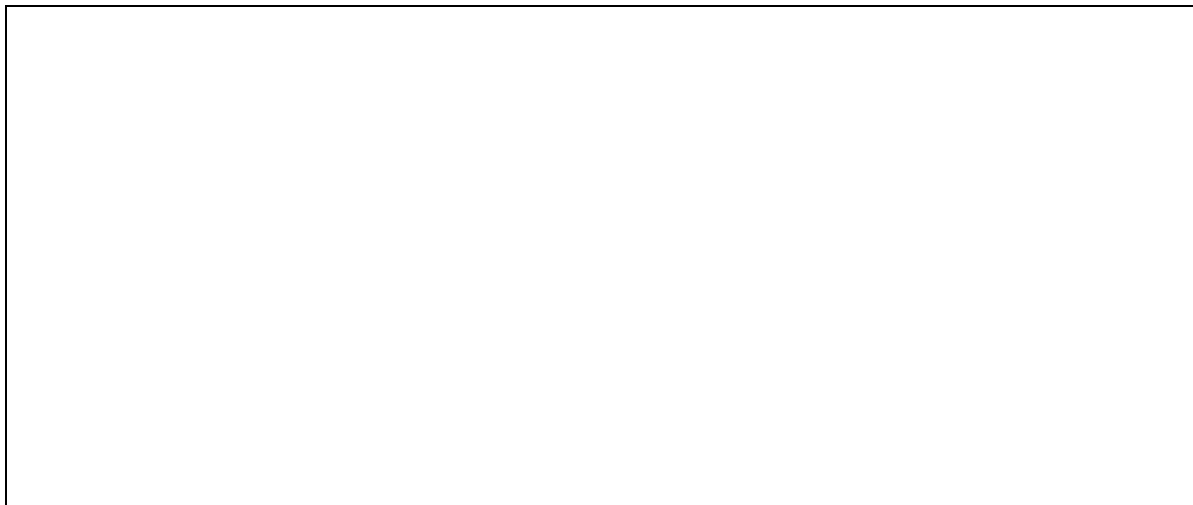
下記のとおり一部業務を委託することについて申請します。
なお、申請者は委託に係る一切の責任を負うこととします。

記

1 委託概要

委託内容		
委託期間		
委託先の商号又は名称		
委託先の本社（店）所在地		

2 履行体制図



仕様書

1 業務件名

海上自衛隊八戸航空基地及び八戸宿舎各区域における飲料等自動販売機及び食品類自動販売機の設置及び経営

2 業務内容

飲料等自動販売機及び食品類自動販売機の設置及び経営

3 相手方の決定

本業務を行う者については、海上自衛隊八戸航空基地隊司令（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、飲料等自動販売機及び食品類自動販売機の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、防衛省東北防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取消し又は変更することがある。
 - ア 国が仕様財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違背したとき。
 - ウ 本業務の解除をしたとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。

5 国有財産使用料

丙は、乙に自動販売機（転倒防止板等も含む）及び後述の空き容器回収箱（以下「ゴミ箱」という。）設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
また、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに一年分を一括して前納すること。なお、使用許可期間を更新する場合における使用料についても同様の取扱いとする。

6 給電使用料

丙は、国有財産使用料とは別に、本業務に要する給電使用料を負担しなければならない。また、毎月、甲の指定した日時及び場所に給電使用料を持参して支払うものとし、指定した日時に納付しなかった場合には、延滞料金が発生することがある。

7 設置場所

海上自衛隊八戸航空基地及び八戸宿舎各区域において、乙が指定する場所とする。

8 設置条件

- (1) 丙は、原則として、「自動販売機の設置希望票」に示す設置基準面積内に収まる自動販売機を設置すること。
- (2) 丙は、自動販売機の転倒防止（地震対策）のために転倒防止板の設置等、必要な措置を講じること。ただし、転倒防止板は設置基準面積内に収まらなくともよい。

- (3) 丙は、自動販売機を設置する前に現地にて採寸し、設置場所及び搬入経路の確認を実施すること。
- (4) 丙は、現地採寸の結果、設置基準面積を超える自動販売機を設置する場合又は提案した自動販売機を変更する必要がある場合は、甲と協議すること。
- (5) 丙は、飲料自動販売機を設置する場合、設置基準面積内に収まる適切な容量のゴミ箱を設置すること。
- (6) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、自動販売機を設置すること。

9 費用負担

設置、経営、移設及び撤去等のほか、本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 使用許可期間

令和6年4月1日（月）～令和11年3月31日（土）（一部例外あり。）

ただし、丙の申し出により甲及び乙が必要と判断した場合には、一度に限り5年以内の期間で更新することができる。なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更する場合がある。

※ 設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

11 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用しないこと。

12 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において自動販売機を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛けること。
- (2) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負うこと。
- (3) 丙は、業務の全部を第三者に委託し又は譲渡することはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、甲と協議の上、申請すること。また、委託に係る一切の責任は丙が負わなければならない。
- (4) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入しないこと。
- (5) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出すること。また、甲及び乙が、従事者名簿の記載事項を確認するため書類（履歴書（写し））等を求めた場合は、速やかに対応すること。
- (6) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行うこと。

13 衛生等の保持

- (1) 丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。
- (2) 丙は、食品等を販売又は取扱う場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の定めるところにより厚生労働省が示すHACCPに沿った衛生管理を実施

すること。

14 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲及び乙の与えた指示及び本業務の履行上知り得た甲及び乙に関する情報（書面等をもって甲及び乙が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示しないこと。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取ること。

15 損害賠償

- (1) 丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違背した場合、その他業務に関して甲及び乙に損害を与えた場合は、甲及び乙に対し一切の損害を賠償すること。
- (2) 丙は、乙が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。なお、丙は停電作業等が原因で使用機器及び飲料に損害があった場合は、甲及び乙に対し、損害賠償その他一切の請求をすることはできない。
- (3) 丙は、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害賠償その他一切の請求をすることはできない。

16 業務の解除

- (1) 丙は、自己の都合により本業務を解除しようとする場合は、3ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。
また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。
- (2) 丙が本仕様書に記載されている遵守項目に違背した場合及び故意の過失により甲、乙及び利用者に被害が発生した場合は、直ちに本業務を解除することとし、次回以降、公募への参加を認めない。
- (3) 国有財産使用許可書の許可条件に違背した場合は、直ちに本業務を解除することとし、次回以降、公募への参加を認めない。

17 業務仕様

- (1) 丙は、本業務を行うに当たり、甲及び乙の指示に従うこと。
- (2) 丙は、提出した各種書類に基づき業務を適正に履行することとし、提案した内容について変更する場合は、甲と協議すること。
また、丙は、食材、容器及び燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議すること。
- (3) 丙は、基地内への出入り及び施設への立入りについては、基地内で定められた関係規則の手続を行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設には、立入らないこと。
- (4) 丙は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす自動販売機を設置すること。
- (5) 丙は、本業務に使用する物品が特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。
- (6) 丙は、省エネタイプの機種を設置すること。

- (7) 丙は、自動販売機毎に電力使用量計測用の子メーターを設置すること。
- (8) 丙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めること。
- (9) 丙は、故障及び商品の瑕疵等について、自動販売機利用者又は甲及び乙からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (10) 丙は、定期的に自動販売機の販売商品を点検し、常に新鮮な商品を補充するとともに、自動販売機の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うこと。
- (11) 丙は、定期的に空き容器を回収することとし、ゴミ箱に他社の空き容器及びその他のゴミが混在していた場合にも回収すること。
また、夏季及び販売数量が多い箇所については、ゴミ箱から空き容器が溢れることがないように回収の回数を増やすこと。
- (12) 丙は、電子マネーに対応する自動販売機の設置に当たり、電子マネーによる決済に支障をきたすことのないよう調査及び点検を適宜実施するとともに、利用者から要望又は苦情があった場合には、必要措置の検討について甲との協議に応じること。
- (13) 丙は、自動販売機毎の毎月の販売数量及び売上金額を翌月10日までに、また、会計年度における本業務に関する収支計算書等を翌年5月末日までに甲に提出すること。
- (14) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、甲に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む。）に従うこと。
- (15) 丙は、自動販売機の設置に当たり、直下型地震等の大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。

18 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、同法第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

19 その他

本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲及び丙の間で協議する。